

第2期 益子町障害者活躍推進計画

令和7年3月 益子町

国において、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の2の規定に基づき、障害者活躍推進計画作成指針が示され、地方公共団体においても同法第7条の3に基づく障害者活躍推進計画を作成することが義務付けられている。

本町では令和2年4月から令和7年3月を計画期間とする第1期益子町障害者活躍推進計画を策定し取り組んできたが、計画期間満了に伴い、国の策定指針等を反映した第2期益子町障害者活躍推進計画を以下のとおり策定する。

機関名	益子町
任命権者	益子町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
益子町における障害者雇用に関する課題	益子町における法定雇用率は令和6年6月1日現在で2.91%。障害者雇用率の地方公共団体の目標は3.0%(令和8年6月までは2.8%)であり、雇用率達成のために、引き続き計画的な採用に努める。
目標	
①採用に関する目標	【実雇用率】 (令和11年6月1日時点) 3.0% (参考)令和6年6月1日時点 2.91% (評価方法)毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	定着率に関するデータ収集を行い、常勤、非常勤とも不本意な離職を極力生じさせない。
③満足度に関する目標	ストレスチェック及び監督者による聞き取りにより把握する。
④キャリア形成に関する目標	障害者が担当する職域の拡大。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者雇用推進者、人事担当を構成員とする障害者雇用推進体制を整備し、年に1回、計画の実施状況の点検・見直しを行う。
(2)人材面	○障害者担当部局と連携し、障害特性・人材活用等について情報を収集する。
2 障害者活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○障害者雇用推進者、人事担当において職務の選定や検討を隨時行う。 ○自己申告書や担当部局における聞き取りなどで適切な業務割当ができているか、確認する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	○障害者からの要望に応じ、必要な措置を講じる。

(2)募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できるといった条件と設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3)働き方	<ul style="list-style-type: none"> ○早出遅出制度など柔軟な時間管理制度の利用を促進する。 ○時間単位の年次有給休暇や特別休暇等の利用を促進する。
(4)キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ○本人の希望等も踏まえつつ、研修等を実施する。
(5)その他の人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、隨時面談を行い状況確認・体調配慮を行う。 ○中途障害者(在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定等を行う。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○益子町障害者優先調達方針に基づき、物品等の調達の推進を図る。